

これからの時代に求められる資質・能力と、
それを培う教育、教師の在り方について
(第七次提言)

平成27年5月14日

教育再生実行会議

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、 教師の在り方について (第七次提言)

はじめに

現代の社会は、情報通信技術の発展を背景として、規格化された製品の大量生産、消費が成長を支える工業中心の時代から、より高度な情報・知識に基づく多様で付加価値の高い製品・サービスの提供が成長を支える時代に入っています。インターネットの出現は、人間の知識創造とコミュニケーションの在り方に革命的な進歩をもたらしましたが、今後は、周囲のあらゆるモノがネットワークにつながり、それらが自律、分散的に情報の処理、交換等を行い、新たなサービスや価値を生み出していくことが予想されます。こうしたことに加え、今後、コンピュータの性能が飛躍的に伸び、近い将来には、様々な労働が機械に置き換わるだけでなく、頭脳労働の一部が人工知能に代替されたり、高度な頭脳労働において人工知能が人間のパートナーになったりする時代が来ると考えられます。2045年には、コンピュータの能力が人間の能力を上回る技術的な転換点が訪れるという予測もあり、私たちの仕事や生活に、現在の常識を覆すような変化がもたらされる可能性があります。

また、特に、経済活動における国境はこれから更に希薄になり、国内で仕事や生活をしていても、グローバル化の波が一人一人に押し寄せてきます。

こうした社会の変化の中を生き抜くためには、人間に求められる能力も変わり続けることが不可避となり、教育の在り方も変わっていかなくてはなりません。また、十人十色の個々の才能に合わせて多様な教育を提供していくことも必要です。

昨年9月に教育再生実行会議に立ち上げられた第1分科会では、このような課題認識の下、これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質とは何であり、その資質を教育によっていかに培っていくか、そして、その教育を実践できる教師をいかに養成、確保していくか等について、議論を重ね、今般、教育再生実行会議における議論も経て、第七次提言としてとりまとめました。

教育改革は、少なくとも20年以上先を見据えて取り組まなければなりません。今現在の教育に携わる人たちは現在の常識や価値観を基準にしており、親世代は自分が受けた20年以上前の教育を基準にして考えますので、そこには40年以上のギャップがあるという指摘もあります。しかも、これから先の社会の変化は、過去の変化とは比べものにならないほど加速度のついたものとなることが確実です。政府においては、地方公共団体をはじめ、教育関係者、保護者を含む社会の全ての人々と、本提言の改革のビジョンをしっかりと共有し、その着実な実行を図ることを期待します。

1. これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力 ～求められる人材像～

これからの未踏の時代に、社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いていくためには、想定外の事象や未知の事象に対しても、持てる力を総動員して主体的に解決していこうとする力を培っていくことが必要です。

そのためには、まずは、基礎となる学力、体力を土台としてしっかり身に付けることが不可欠です。基礎的な知識・技能は、いつの時代にあっても、おろそかにすることがあってはなりません。特に、高等教育を目指し、高度な専門教育を受けて、将来、社会人になる場合、その基盤として、文系にも必要な数理的思考法や、理系にとっての人文・社会系の素養など文系・理系を問わない幅広い教養を備えておくことが必要です。同時に、全ての人が学術研究の道を目指す必要はありません。職業人を志す人には、実社会での活躍に必要な実践的な知識・技能を修得することが求められます。専門高校や専修学校での職業教育をもっと評価していく必要があります。

また、これからの世界を生きる上で、日本人としての文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティや国語力と並んで、英語を中心とした外国語による発信力や情報活用能力は不可欠です。

これらに加えて、コンピュータの能力が人間の能力を上回るとの予測もあるからこそ、今後は、人間が優位性を持つ資質・能力を磨き、高めることが、ますます必要になります。例えば、あらかじめ正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく活動や、創造性や高い専門性を発揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等の価値は、むしろこれまで以上に高まると考えられます。

そのような、これからの時代に求められる資質・能力として、我々は以下のものが極めて重要だと考えます。

<主体的に課題を発見し、解決に導く力、志、リーダーシップ>

経済活動をはじめ世の中の全ての仕事や活動が、より良い製品やサービスを提供したり新たな領域を切り拓いたりして、付加価値を生み出し、人々の生活の向上や社会の成長・発展をもたらしていくためには、その第一歩として、まだ解決されていない課題を発見し、提起していくことが必要です。課題とは、理想とする状態と現状との差のことであり、課題を発見するためには、まず、心に高い志を抱くことが不可欠です。これはコンピュータや人工知能がどんなに発達しても、人間にしかできないことです。これまでの教育では、与えられた課題を解決する能力を志向してきましたが、これからは、志を持って、主体的に学び、「なぜ、そうなるか」(Why)を考え、課題を発見する能力を高めることが重要です。また、課題解決に当たっては、他者と協力して対応しなければならない場合もあり、リーダーシップや責任感、

さらには、相手に説明し、納得してもらう論理性や、人の心を動かすプレゼンテーション能力を養うことも不可欠です。

＜創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感＞

未知の課題に挑み、解決策を生み出すためには、既存の概念にとらわれない創造的な発想力や企画力、直観力が必要です。これを身に付けるためには、慣れ親しんだ環境から離れ、失敗を恐れず、未知の場に飛び出して、発想を拓げる経験の積み重ねが不可欠であり、果敢に挑むチャレンジ精神とともに、強い忍耐力を養っていくことが求められます。また、その素地として、プラス思考で、様々な課題に意欲的に取り組む姿勢も必要です。そのためには、教師が、全ての子供の可能性を信じ、その潜在的な能力を引き出す営みを通じて、子供の心に火を点し、高い志とともに自己肯定感を醸成していくことが重要です。

さらに、異能・異才の人材を発掘し、その才能を社会に変革をもたらす可能性があるものとして伸ばすことも重要です。

＜感性、思いやり、コミュニケーション能力¹、多様性を受容する力＞

どれほどコンピュータや人工知能が発達しても、感性や思いやり、慈しみの気持ちなどにおいては最後まで人間が優位性を持つと考えられます。人に対して働きかけたり、人の感性に訴えたりする仕事や活動を行うことはもとより、職場やコミュニティの中で、他者と目標を共有し、協働して課題解決に取り組むことは、いつの時代にあっても不可欠です。また、グローバル化した社会では、異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人たちと互いに理解し合い、共存していくことも必要です。社会の中での協調性と、その基盤となる倫理観を養うためには、他者に共感できる感性、思いやり、他者との意思の疎通を図るコミュニケーション能力、多様性を受容する力を育てることが必要です。その際、これまでの我が国の教育の中で培われ、日本人として大切にしてきた誠実さやおもてなしの心など、日本人が長けている感性を更に伸ばしていくことが大切です。

¹ 平成 23 年 8 月 29 日にとりまとめられた、コミュニケーション教育推進会議（文部科学副大臣主催）の「子どもたちのコミュニケーション能力を育むために（審議経過報告）」においては、コミュニケーション能力を「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する能力」としている。

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新 ～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

1. で述べた資質・能力は、与えられた課題を速く、正確に解決することに重点が置かれた、これまでの教育では、培うことはできません。真に必要なのは、「なぜ、そうなるか」という疑問を持つことから始まり、発見した課題に対応するため、知識・技能を駆使して、失敗を恐れず積極的に実践し、失敗から原因を分析して次につながる経験を積んでいくという体験型・課題解決型の学習です。こうした学びを実現するため、教育内容・方法の抜本的な革新が不可欠です。さらに重要なのは、学習により身に付けた力や態度を実生活の場面で発揮できるかどうかということです。家庭や地域社会において、学んだことを生かして考え、行動し、貢献するという実践の場が必要です。学校のみならず、保護者や地域を含めた社会全体で子供の力を育むという発想が大切です。

(1) アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立

小・中・高等学校から大学までを通じて、課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）へと授業を革新し、学びの質を高め、その深まりを重視することが必要です。同時に、初等中等教育段階の教育方法の革新について、国から地方公共団体、学校現場へ、さらには、保護者や国民へその趣旨が適切に伝わらず、手段が目的化するなどの状況が生じると、現場が混乱し、逆効果になりかねません。このため、国が教材開発等を積極的に支援するとともに、改革の趣旨を丁寧に周知した上で、現場の創意に富んだ多様な教育活動を行えるよう自由度を与えることも重要です。

また、大学においては、教育方法の革新とともに、教育プログラムや組織の改革、留学生交流の推進等により、世界に通用する教育体制を確立することが必要です。そのためには、大学教員の意識改革も不可欠です。

○ 国は、これからの時代に求められる資質、能力の育成や、そのために必要な学習・指導方法を一層重視した教育活動が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫する。その際、意見発表（プレゼンテーション）、討論・話し合い（ディベート、ディスカッション、ネゴシエーション）、課題学習、事例研究、ボランティア、インターンシップ、実践と失敗を経験する体験活動などの学習・指導方法が積極的に導入されるようにする。こうした学びの中で、子供たち自身が学校行事等を企画、実践したり、教師の適切な指導の下、子供同士で学び合ったりする活動を充実することが重要である。また、体験型・課題解決型の学習成果を的確に把握、評価できるよう、学習評価の在り方を見直すとともに、こうした教

育活動を大学入学者選抜の改革と一体的に推進する。

- 持続可能な社会の実現が課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、体験型・課題解決型の学習を通じて、環境、貧困などの世界規模の課題を自らのこととして捉え、地域活動など身近なところから取り組み、その解決に向けて考え、他者とも力を合わせて行動できる人材を育成するための教育（ESD（Education for Sustainable Development）、持続可能な開発のための教育）を推進する。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国・地域に関する調べ学習、オリンピックやパラリンピアンとの交流、競技の体験等を実施することを通じて、外国・異文化に対する関心、チャレンジ精神、忍耐力、他者への共感、思いやり等を主体的に身に付けるための取組を推進する。
- 選挙権年齢を18歳以上に引き下げる法案が国会に提出されていることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、子供たちに国家・社会の責任ある形成者となるための教養を培わせるとともに、政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るため、政治的中立性の確保に留意しながら、模擬投票や、政策や社会の課題についてのディベートなど体験型・課題解決型の学習活動等を推進する。
- 国は、アクティブ・ラーニングなどによる新たな教育活動の趣旨が学校現場に十分浸透し、効果的な取組が促進されるよう、地方公共団体、大学、関係団体等と連携し、学校現場で実践可能な教育プログラムや、インターネット上で利用可能な学習教材を提供、評価、共有し合える情報交流サイトの構築を進め、各学校の実情に応じた多様な工夫が柔軟に行われるようにする。その際、民間も含めて、既に成果を上げている教育機関の取組を積極的に情報提供していくことも重要である。
- 国は、学習指導要領の改訂の検討に当たり、加速する社会の変化に合わせて、学校現場が適時に教育の在り方を見直し、地域の特色や新たな発想に基づく創意に富んだ教育活動を展開できるようにする観点から、指導方法を画一的、限定的に定めることとならないよう、地方公共団体や学校への示し方を工夫する。例えば、アクティブ・ラーニングなどを推進するに当たっては、深い思考力等を育むという本来の目的から離れて、特定の型どおりに指導するといった硬直性を生んだり、既に積極的に取り組んでいる学校の足かせになったりするなどの弊害を生

まないよう留意する。

また、高等学校学習指導要領に関しては、その改訂、実施の周期よりも社会の変化のスピードが速いこと、今後実行される高大接続改革の中で、高等学校教育の新たな質の確保・向上の仕組みが整備されること、公立・私立を問わず高等学校は生徒の厳しい選択の目にさらされていること等から、必修科目の在り方や学校裁量の拡大など社会や時代の変化に対応した内容の見直しを図ることが重要である。

- 大学は、グループでの学修、プレゼンテーション、長期学外学修プログラムなど、学生が主体的に行動し、知識をいかす実践型・体験型の教育を導入するとともに、高等学校教育との円滑な接続のための初年次教育を充実する。このため、授業の内容・方法の改善を図るべく、新任教員からシニア教員まで大学教員のキャリアステージを踏まえた組織的な研修等を充実するとともに、大学教員の教育活動への適正な評価を図り、キャリア教育も含め、授業の質や密度を高める。

また、GPA制度²等を活用した厳格な成績評価を行い、個々の学生の能力等に応じて、早期卒業を認めたり、修業年限を超えた学修を求めたりするなど、卒業までの期間の弾力的な運用を推進するとともに、個々の学生の学修に対する支援を充実する。さらに、縦割りの学部・学科等の組織の在り方の見直しも含め、学生の学修成果等も踏まえつつ、教育活動の改善を図るための全学的な教学マネジメントを確立する。

国は、こうした大学の教育内容・方法や組織運営の改善や、各大学の強みを活かした取組を財政的にも支援するとともに、上記の卒業までの期間の弾力的な運用を踏まえつつ奨学金などの経済的支援についても柔軟な対応を検討する。

企業は、学生の採用選考時の評価等において、GPA制度をはじめ、大学における学修成果を保証するための取組を積極的に活用する。

- グローバル人材の育成を志向する大学においては、日本に対する深い理解の上に立ちつつ、海外の連携校との比較等も行いながら、国際競争力のあるカリキュラムの編成など国際通用性の高い教務システムを構築する。また、海外大学との共同学位プログラムなど学生が国内外の大学を行き来しながら学べる環境を整備する。国は、こうした大学の取組を財政的にも支援する。

- 国、大学等は、海外の大学へ進学する学生も含め、日本人学生の留学を一層促進するとともに、優秀な外国人留学生の受入れ促進のため、大学等は、留学生受

² 授業科目ごとの成績評価を、例えば、5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値（グレード・ポイント：GP）を付与し、この単位あたりの平均（グレード・ポイント・アベレージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

入れ方針をアドミッションポリシー³に位置づけることなどにより明確化する。また、短期留学を推進しつつ、将来的な学位取得目的の留学を増やすといった戦略的な受入れ拡大を図る。こうした受入れ拡大を図るに当たって、地域の状況を踏まえつつ、民間施設や公的機関が有する施設等の活用を含め、宿舍の確保のための施策を一層推進する。

- 大学は、専門分野の枠を超えた俯瞰力や、未知の課題に取り組む実践力を培う大学院学位プログラムの構築を積極的に進め、大学院教育の充実を図る。国は、産学官の連携により、将来の日本、世界を牽引するリーダーを育成する先導的な大学院の取組を財政的にも支援するとともに、大学院教育の意義が広く社会に認識され、大学院修了者の採用・処遇に反映されるよう、適切な働きかけを行う。

(2) ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成

子供が主体的に自らの疑問について深く調べたり、子供同士で議論や発表をしたりすることなど、自立した学び手として子供たちを育てるための教育活動を展開する上で、ICTは、学習の手段及び学習環境として一層重要な要素になります。同時にそれは、一人一人の学習進度に応じた学びの充実やコミュニケーション能力の育成にもつながります。また、今後、どのような仕事や活動をするとしても不可欠な情報活用能力を高める教育の充実が必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、各学校段階において、学習内容や子供の状況を踏まえて、反転授業や協働学習、個々の学習データ分析に基づく個別学習など、ICTを活用した学習を推進する。また、ICTの活用により、図書館、博物館など学校外の教育資源を活用した教育活動の充実を図るとともに、離島、過疎地域の子供や、不登校、療養中の子供に、十分な教育の機会を提供するため、遠隔地間の双方向型授業を推進する。
- 国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。
大学は、アクティブ・ラーニングの推進など、多様な教育の提供や学習環境の

³ 各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

向上を図るため、MOOC⁴（大規模公開オンライン講座、Massive Open Online Course）の戦略的な活用を進める。

- 国、地方公共団体、学校は、これからの社会で求められる情報活用能力を育成するため、各学校段階を通じて、情報を収集・選択する力、情報を整理する力、プレゼンテーション能力などの情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を培う教育を一層推進し、その中で、プログラミング、情報セキュリティ、ネット依存対策をはじめとする情報モラルなどに関する指導内容や学習活動の充実を図る。
- こうした教育を可能にするため、国、地方公共団体は、例えば、1人1台タブレットPC、電子黒板などの大型提示装置、実物投影機、無線LANの整備など学校におけるICT環境の整備を推進する。教師がICT環境をいかした教育活動を十分に行えるよう、教師自らのICT活用能力の向上はもとより、博士研究員や大学院生も含め、ICT活用のスキルを持った外部人材等の確保、活用を図りつつ、ICT支援員を養成し、学校へ配置するなど、各学校のニーズに合わせた柔軟な取組を進める。また、ICTの活用により、教材作成、成績処理等の教職員業務の効率化も推進する。その際、国は、地方公共団体間、公立学校・私立学校間の整備状況の格差に留意しつつ、整備を推進するための方策を講じる。
- 国は、産学官の参画の下、以上のようなICTを活用した教育内容・方法の革新を、中心になって継続的に推進する体制を構築するとともに、ICTを活用した効果的な指導方法などについて重点的な研究開発やリーダー教員などの養成研修に取り組む。

（3）新たな価値を生み出す創造性、起業家精神の育成

不確実な世界を生き抜くために求められるのは、受け身型、指示待ち型の人材ではなく、自ら企画し、高い志を持ち、多様な他者と協働しながら、新しい価値を生み出す主体性や創造性、起業家精神を備えた人材です。それは、起業家や企業経営者だけに必要なものではなく、今後は、どのような立場にあっても、社会で活躍するために求められるものであり、小・中・高等学校から大学等までを通じて、こうした資質・能力を育成するための教育活動を重視していくことが必要です。また、大学院生や若手研究者が創造的な成果を生み出せるような教育研究環境の整備も

⁴ インターネット上に無料で公開された誰もが受講可能な講座のこと。

必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、小学校段階から、地域の企業や団体との連携によるプロジェクト活動など創造性や起業家精神を育成するための取組を推進する。これらの教育活動において、夢や志を掲げ、目標を設定する意思と能力を培う経験、失敗を恐れないチャレンジ精神や忍耐力等を培う経験、多様な個人をまとめるために必要なリーダーシップや思いやり等を培う経験、さらには、協働する力や創造力を生むチームでの競争などを重視する。国は、例えば、商品開発や店舗経営などの体験型学習や、経済や金融に関する考え方等の実践的な学習などに取り組む先進的な事例の普及を図る。
- 若手起業家の育成を促進するため、文部科学省と経済産業省の連携を強化し、産学官や金融機関の連携により起業に挑戦しようとする若者を増やし、支援する仕組みを構築する。この仕組みにおいて、創業支援施設⁵の提供、起業支援人材の紹介、投資活動の活発化を図り、更には起業家精神の涵養、起業に必要な知識の修得やその実践等のための教育を充実させる。その際、起業に挑戦して失敗した者の再チャレンジが容易になるような環境づくりも重要である。これらの取組により、在学時や卒業後の起業を促進し、多くの若手起業家を生み出す文化を根付かせる。
- 大学は、大学院生・若手研究者に、国内外の機関と連携した博士学位プログラムや自立して研究に専念できる環境を整備するとともに、他の研究機関や企業等の優れた研究者・学生と交流・共同研究する機会を提供し、イノベーション⁶を創出する人材の育成を強化する。国は、こうした取組により世界最高水準の教育力と研究力を備えた大学院（「卓越大学院」（仮称））の形成を財政的にも支援するとともに、特別研究員事業をはじめとする優れた博士課程学生・若手研究者への経済的支援を強化する。

（４）特に優れた才能を有する人材の発掘・育成

以上のような取組と同時に、画一・均一的な教育から脱し、一人一人の志、能力、適性に応じた教育の複線化など多様な教育の機会を提供することが必要です。異能、異才の者をユニークな人材として評価するなど、教育の中で、個人を尊重し、

⁵ 創業予定、あるいは創業後の入居者に対して、創業・経営支援を行う賃貸オフィス。

⁶ 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においては、イノベーションを「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新」と定義している。

一人一人の才能を引き出して最大限に伸ばし、評価していく意識、仕組みへの転換も必要です。

また、我が国でも、各分野の才能を見出し、開花させるために、できる限り、学校現場に裁量を与え、特色のある新たな教育に取り組む学校を設置したり、カリキュラムを編成したりしやすくすることが必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、子供一人一人の学習理解の状況を踏まえた効果的な教育を行うため、学校規模や子供同士の間関係も踏まえつつ、義務教育段階から習熟度別指導を拡充する。また、国、大学は、各分野で秀でた生徒、学生の才能を更に伸ばすため、飛び入学者に対する新たな高等学校の卒業程度認定制度の活用も促進するなど、大学・大学院への飛び入学を推進する。大学は、この仕組みを活用した学生について、その優れた才能を伸ばすための環境を整備し、学修面で総合的に支援する。
- 国、地方公共団体、学校、関係団体は、理数分野、文化芸術、スポーツ、ICT分野、社会課題解決等における中高校生、大学生のコンテストなど、特に優れた才能を有する人材を発掘する機会の拡大を図る。また、グローバルサイエンスキャンパス⁷など優れた能力を持つ生徒が早期から大学レベルの教育を受ける機会を拡大するとともに、こうした学修を大学入学後に単位として認定する取組を推進する。さらに、国際バカロレア認定校⁸を大幅に増加させる。さらに、スーパーサイエンスハイスクールやスーパーグローバルハイスクールの取組について、学校現場で成果を最大限発揮できるようにするための運用の弾力化を含め、引き続き充実強化する。
- 発達障害のある子供や不登校の子供に十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようにすることが重要であり、通常の学級に在籍するこうした子供たちへの支援や周囲の子供たちの理解を促進するための教育のほか、国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援する。その中には、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者もあり、こうした子供たちの潜在的な才能を見出して伸ばす取組を支援する。

⁷ 国立研究開発法人科学技術振興機構による支援プログラムで、大学が実施する卓越した意欲・能力のある生徒を対象とした次世代の傑出した国際的科学技术人材の育成プログラムの開発・実施を支援するもの。平成27年度は5機関を採択。

⁸ 国際バカロレア認定校は、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校。このうち、16歳～19歳を対象とする2年間のカリキュラムであるディプロマ・プログラムでは、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能（平成27年4月1日現在、日本国内での認定校は24校）。

○ 特に優れた才能を有する人材を発掘・育成する、新しい教育を行いやすくする観点から、国、地方公共団体は、教育課程特例校制度⁹を更に活用するとともに、特別免許状の一層の活用を推進する。こうしたことを通じて、海外の大学を卒業した人、外国人、博士号取得者等の教師への積極的な登用を推進する。

国は、国際バカロレア認定校においては、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム⁸の双方を、より無理なく満たせるようにするための措置を講じる。また、新しい教育の成果を評価する手法や体制を整備するとともに、こうした取組を幾つかの学校や地方公共団体で試験的に導入し、成果を分析しながら、普及拡大を図る。

3. 教師に優れた人材が集まる改革 ～教育の革新を实践できる人材に教壇に立ってもらうために～

2. で述べた教育内容・方法の革新が、学校現場で効果的に実践されるかどうかは、直接、子供の指導に当たる一人一人の教師の資質・能力と学校の教職員体制にかかっています。特に、今後実行される高大接続改革に対応した教育への転換を図るためにも、教師の養成・採用・研修の改革が喫緊の課題です。国際的な調査¹⁰によれば、我が国の教師は、研修意欲が高く、教師間での授業研究がよく行われているとされており、今後も、こうした存在であり続けることが重要です。

教師の影響力は子供の一生に及びます。このため、教師に優秀な人材を得ることが決定的に重要です。そのためには、教職が、未来を担う子供の志や人格の形成に携わる専門職として、その魅力を高め、優れた人材が教師を目指し、教育活動に専念できる環境を整えとともに、大学教員も含め、教育に携わる者に対する尊敬、信頼、名誉、処遇など社会の評価を高め、国として、改めて教師に優秀な人材を求めるという姿勢を明確に打ち出す必要があります。その際、様々な知識、技能、経験を持った社会人を積極的に学校現場に導入し、多様な学習活動を支える指導体制を充実させることも重要です。

また、国として、社会の変化を見据えて、教師が身に付けておくべき資質・能力を明示し、それに基づきつつ、教師が、4年間の教職課程での学びで終わることなく、教職生活全体を通じ、体系的に学び続けられる体制を整備することが不可欠です。

そして、研鑽を積み、優れた指導力や人格を備えた教師が、大学での教師の養成に携わり、次世代の優れた教師を育てるという好循環を創り出すことが必要です。

⁹ 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学校又は地域の特色を生かした、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。

¹⁰ OECD国際教員指導環境調査(TALIS)。2013年に第2回調査を実施、2014年に公表。

「他の教員の授業を見学し感想を述べる」：日本93.9%、参加国平均55.3%

「研修において他校の授業を見学した」：日本51.4%、参加国平均19.0%

(教職生活全体を通じた育成指標の明確化等)

- 教師の養成・採用・研修の各段階を通じて、教師の能力形成を体系的に支援するため、国、地方公共団体、大学等が協働して、教師がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力の明確化を図る育成指標を策定する。その際、英語教育、特別支援教育、アクティブ・ラーニングや効果的なICTの活用等の指導方法の改善、地域と連携した学校運営などの新たな課題に対応した内容とすることが不可欠である。あわせて、教師の育成指標に照らして、能力形成の状況を的確に把握するため、教員評価の充実も重要である。また、こうした取組の中で、校長や副校長等の管理職への昇任とは別に、指導教諭や教職大学院の教員など、優れた指導力を生かすことができる教師のキャリアパスを明確にする。
- 国は、教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の具体的方針が共有され、これに基づく共同の取組が一層進むよう、地方公共団体、国公私立それぞれの大学、学校等からなる協議の仕組みを整備する。地方公共団体、大学は、連携・協働して新たな指導法の開発や、養成や研修のプログラムの開発、実施を推進し、国はこうした取組を支援する。

(優れた人材の獲得)

- 国、地方公共団体は、教職を優れた人材にとってより魅力ある職とするため、2. で述べた教育内容・方法の革新や、教師の資質向上の意欲に応え、実践的指導力の向上のための研修が可能となるための教職員体制の整備に取り組む。また、国公私を超えた教師に対する長期研修等の機会の提供や、人材確保法の初心に立ち返った処遇の確保など、教師に優れた人材を得るための方策を講じる。
- 1. で述べた資質・能力を学校教育を通じて子供たちに培うためには、教師自身がこうした資質・能力を有していることが不可欠である。このため、地方公共団体は、教員採用選考において、上述の教師の育成指標を踏まえつつ、専門教科の知識、技能や教職に関する教養に加え、1. で述べた資質・能力やそれを子供たちに修得させる指導力を有しているかを確認するための方策を講じる。国は、こうした取組を支援、促進する。
- 教師が専門職としての指導力を十分に発揮できるよう、授業等の教育活動に専念できる環境を整備することが重要である。このため、国、地方公共団体は、例えば、学校経営を支える事務職員の充実を図り、教師と事務職員の役割分担を見直すことや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学校司書、ICT支援員等の配置を行うことにより、「チーム学校」を実現する。また、

リーダーとしての校長等の管理職の育成や登用の在り方の見直しや、処遇の改善、校長の裁量権の拡大を図る。あわせて、多様な人材をマネジメントする校長を支える、主幹教諭などの職員の質と数を充実するとともに、事務長や事務担当の副校長等への登用など事務職員のキャリアパスの明確化を図る。

- 地方公共団体、学校は、英語に堪能な人材など専門的な知識、技能を持った社会人、実社会で活躍している各学校の卒業生、優れた退職教師など外部人材を積極的に登用する。また、放課後や土曜日の活動も含め、子供たちの多様な学習活動を支えるため、学校に外部人材との連携を担う人材を配置するとともに、地域において、様々な人材や教育資源の学校教育への活用を支援するコーディネーターの配置を進める。

国、地方公共団体は、特別免許状に関するこれまでの運用の見直しや、授与に係る手続きの簡素化・効率化を進めながら、全ての都道府県において積極的な活用を推進する。その際、課外活動に係る教師の負担軽減の観点から、民間との連携を図り、地域、官民が一体となった支援体制を整えることも効果的である。こうした施策を各学校がニーズに合わせて柔軟に活用できるようにするとともに、地域の教育資源を最大限に活用する観点から、公立学校のみならず、私立学校も対象となるよう配慮する。

（教職課程等の改革）

- 上述の教師の育成指標に基づいて、国、大学は、教職課程の在り方について、教育内容の改革や「教職実践演習」¹¹の充実等に取り組み、真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に見直すとともに、教職課程の適切な質保証の仕組みを構築する。また、第5次提言で述べた、学校現場で行う実習等を通じて適性を厳格に評価する教師インターン制度（仮称）の検討を進める。

- 教職大学院は、優れた教育実績を顕彰された者や指導教諭など、優れた指導力を有する教師が指導に当たる体制を構築し、地方公共団体、学校と連携して、学校現場での実践に即した教育内容の充実を図るとともに、管理職候補者となる教師に対する学校マネジメントに係る学修の充実を図る。

国、地方公共団体は、教職大学院の教育内容と地方公共団体実施する研修等との連携を図りつつ、教職大学院の修了者に対し、能力の実証を確保しつつ、初任者研修の免除など、インセンティブを付与する環境を整備する。また、現職の教師が履修しやすくなるよう、教職大学院のプログラムが教育委員会が行う研修の代替と

¹¹ 大学における教職課程において、教室での役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、学校や教育委員会等との協力による事例研究、現地調査、模擬授業等を取り入れ、教員としての最小限必要な資質能力を確認するための授業科目。必要単位数は2単位（主に4年次後期での開講を想定）。平成22年度より導入。

なるよう調整するなど工夫するとともに、奨学金など経済的支援の充実を図る。こうした取組などにより、養成・研修段階を通じて教師の資質・能力の高度化を図るため、教職大学院等の一層の充実、活用を図りつつ理論と実践の往還が行われる環境を整備する。さらに、主幹教諭、指導教諭や、校長などの管理職への登用に当たって、大学院での学位取得を奨励するなど、現職の教師の教職大学院での学修等を推進する。

(現職研修の改革)

- 2. で述べた教育内容・方法の革新を学校現場で円滑に実施するためには、現職教師に対する研修が緊要である。特に、今後実行される高大接続改革は、大学入学者選抜の改革のみにとどまるものではなく、大学教育及び高等学校以下の教育を一体的に改革するものであり、その際、小・中・高等学校等の学習指導要領について、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性からなる真の「学力」を身に付けるための改訂を行うものである。この改革を実現するためには、一人一人の教師が、これからの子供に培うべき力を十分理解し、それに必要な教育を実践できる資質・能力を身に付けるための現職研修の改革が不可欠である。

このため、国は、地方公共団体、大学等が、教職生活全体を通じた教師の能力形成を支援できるよう、全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実し、地方公共団体間のネットワークを構築するとともに、全国の教師の指導力向上に向けた教師教育全体の体系化を図る。

- 国、地方公共団体は、それぞれが行う教師の現職研修が、アクティブ・ラーニングなどの新たな課題を踏まえて計画的に実施されるよう、上述の教師の育成指標に基づく研修指針等を策定する。その際、校内研修など身近な学びの場が一層充実され、教師自らが主体的、協働的で、能動的な学びを展開できるようにすることが重要であり、画一的な研修の履修を全ての教師に義務づけるのではなく、各学校のニーズに合わせて、例えば、海外の研修プログラムへの参加や先進的な学校への出向など、教師の育成指標に基づきつつ、他の研修等でも代替できるよう柔軟に運用することが必要である。また、国立・公立・私立の別を問わず、研修の機会が十分に提供されるよう配慮する。

大学は、教職大学院を中心として、管理職やその候補者も含め、現職の教師の研修等の受け入れに積極的に取り組む。

- 上記の研修を行うに当たっては、英語教育、道徳教育、特別支援教育等とともに、全ての教科にわたり、アクティブ・ラーニングや効果的なICTの活用等の新たな課題に対応し、真の「学力」を十分に身に付けられる理論と実践的な指導力を的確に育成するための研修を充実する。

- 国、地方公共団体は、特に、若手教師に対し、初任者研修の充実を図りつつ、優れた指導力を有する教師が助言、支援を行うための教職員体制（メンター制度）を整備する。
- 国は、各教科や各指導内容について、優れた指導力を有する教師の授業を収録して、全国の教師が共有できるようにするなど、教師の現職研修においても、インターネット上の教材の活用など、オンライン研修の推進を図るための体制を整備する。

（教育長の資質・能力の向上）

- 本年4月1日に新教育委員会制度が施行されたところであるが、新教育長は、教育行政に大きな権限を有することとなり、教員の育成についても大きな責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励むことが求められる。「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、地方公共団体、大学等が主体となって、教育長に求められる資質・能力を明らかにしつつ、研修等を積極的に実施する。

（全国的な教師の育成支援拠点の整備）

- 国は、2. で述べた教育内容・方法の革新が学校現場で確実に進められるよう、上述の教師の育成指標に基づく、養成・採用・研修の各段階を通じた教師の資質・能力の開発・向上に、これまで以上に積極的な役割を果たすことが必要であり、地方公共団体、大学等における取組を国として体系的、総合的に支援するための拠点を整備する。その際、この拠点は、教育基本法第9条の理念が実現されるよう、上述の全国的な教員研修・支援のハブ機能を担う。また、現在、都道府県・政令指定都市ごとに実施されている教員採用選考について、その効果的、効率的な実施の観点から、この拠点を中心とした共同試験を実施し、その結果を各都道府県・政令指定都市が活用できるようにすることについても検討する。